

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の6」に改める。

第40条第1項中「令第165条の6」を「令第165条の5」に改める。

第54条第1項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、同条第2項中「令第158条第2項」を「法第243条の2第2項」に改める。

第85条第1項中「令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。

第114条第3号中「同条第27項」を「同条第28項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改め、同条第6号中「第10条第3項」を「第16条」に、「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第178条第1項中「令第158条第4項、令第165条の3第3項及び」を削る。

第183条中「法第243条の2の2第1項後段」を「法第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則
新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 規則第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の6</u>の規定により、法令その他に定めるものを除くほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支払未済繰越金の調定)</p> <p>第40条 会計管理者は、指定金融機関から<u>令第165条の5</u>に基づく報告があったときは、支出命令書等と照合の上、歳入に組み入れ、又は納付する旨を速やかに予算執行職員に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第54条 予算執行職員は、<u>法第243条の2第1項</u>の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、歳入の名称、事務の範囲その他必要な事項を記載した委託契約書案を添付して、あらかじめ会計管理者と協議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 広域連合長は、委託契約を締結したときは、<u>法第243条の2第2</u></p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 規則第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の2</u>の規定により、法令その他に定めるものを除くほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支払未済繰越金の調定)</p> <p>第40条 会計管理者は、指定金融機関から<u>令第165条の6</u>に基づく報告があったときは、支出命令書等と照合の上、歳入に組み入れ、又は納付する旨を速やかに予算執行職員に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第54条 予算執行職員は、<u>令第158条第1項</u>の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、歳入の名称、事務の範囲その他必要な事項を記載した委託契約書案を添付して、あらかじめ会計管理者と協議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 広域連合長は、委託契約を締結したときは、<u>令第158条第2項</u></p>

新	旧
<p><u>項</u>の規定により、その旨を告示し、かつ、納入義務者の見やすい方法により公表するとともに、会計管理者に通知しなければならない。委託契約を取り消した場合も、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(支出事務の委託及び資金の精算)</p> <p>第85条 <u>法第243条の2第1項</u>の規定により支出事務の委託を受けた者は、その事務の終了後7日以内に支出事務の委託資金精算書を作成し、これを予算執行職員に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第114条 次の各号のいずれかに該当する場合には、競争入札に付さずに随意契約を締結することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第28項</u>に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18</p>	<p><u>__</u>の規定により、その旨を告示し、かつ、納入義務者の見やすい方法により公表するとともに、会計管理者に通知しなければならない。委託契約を取り消した場合も、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(支出事務の委託及び資金の精算)</p> <p>第85条 <u>令第165条の3第1項</u>の規定により支出事務の委託を受けた者は、その事務の終了後7日以内に支出事務の委託資金精算書を作成し、これを予算執行職員に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第114条 次の各号のいずれかに該当する場合には、競争入札に付さずに随意契約を締結することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第27項</u>に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18</p>

新	旧
<p>条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。 以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者(以下「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約又は当該障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号) <u>第16条</u> _____に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法<u>第3条第1項</u>に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を当該施設から買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。)において製作された物品を当該施設から買い入れる契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。</p>	<p>条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。 以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者(以下「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約又は当該障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号) <u>第10条第3項</u>に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法<u>第2条第1項</u>に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を当該施設から買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。)において製作された物品を当該施設から買い入れる契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。</p>

